

東京都税制調査会運営要領

平成12年6月1日
会長決定

(趣旨)

第1 東京都税制調査会設置要綱第12の規定に基づき、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）の会議の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査会)

第2 調査会の会議の日時及び場所は、会長が定める。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならぬ。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、調査会の決定により非公開とすることができる。

5 調査会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条の規定に該当する場合を除く。

(小委員会)

第3 小委員会の議事及び公開等については、第2の規定を準用する。

2 会長は、必要があると認めるときは、小委員会に小委員長代行を置くことができる。

3 小委員長代行は、あらかじめ会長が指名する。

(分科会)

第4 分科会の議事及び公開等については、第2の規定を準用する。

2 小委員長は、分科会において必要があるときは、分科会に属する委員以外の委員の出席を求めることができる。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。